

障害福祉サービス事業者原材料 価格等高騰対策給付金のご案内

令和5年9月現在

原材料価格等の高騰により生じた事業経費の負担増加に対し、障害福祉サービス事業者の負担軽減及び経営支援を目的として、障害福祉サービス事業所を運営する事業者に対し給付金を交付します。

■給付対象者

令和5年9月1日時点において引き続き次のいずれかの障害福祉サービスを提供する目黒区内の施設・事業所を運営している事業者

なお、目黒区暴力団排除条例第2条第1号から第3号までに該当する場合には給付対象となりません。

| | | |
|-----------------------|------------------|--------------------------------------------|
| A グ ル ー プ | ①障害者施設・居住サービス | ・短期入所（併設型事業所及び空床利用型事業所を除く。） 又は共同生活援助 |
| B グ ル ー プ | ②障害者通所サービス | ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は就労定着支援 |
| | ③障害者（児）訪問・相談サービス | ・居宅介護、計画相談支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援又は障害児相談支援 |
| | ④障害児通所サービス | ・児童発達支援又は放課後等デイサービス |
| | ⑤地域活動支援センター | |

交付対象外サービス等

- ・指定管理や運営委託により区から受託している施設・事業所
- ・令和5年9月1日時点において、休止又は廃止の届出をしている施設・事業所

■申請単位

Aグループの施設・事業所…施設・事業所ごとに申請することができます。

Bグループの事業所…原則として同一所在地から1事業所のみ申請することができます。

同一所在地の考え方についてはQ&Aをご覧ください。

■ 給付額

施設・事業所の種類に応じ、以下の金額を給付します。

※①の施設・事業所、②、④の通所サービス事業所は、令和5年9月1日時点の利用定員に応じた金額を給付します。

① 障害者施設・居住サービス

| 定員数 | 給付額 |
|---------|----------|
| 10人以下 | 420,000円 |
| 11人～19人 | 760,000円 |

② 障害者通所サービス

| 定員数 | 給付額 |
|---------|----------|
| 19人以下 | 220,000円 |
| 20人～29人 | 480,000円 |
| 30人～39人 | 620,000円 |
| 40人以上 | 840,000円 |

③ 障害者（児）訪問・相談サービス

| 給付額 |
|---------|
| 50,000円 |

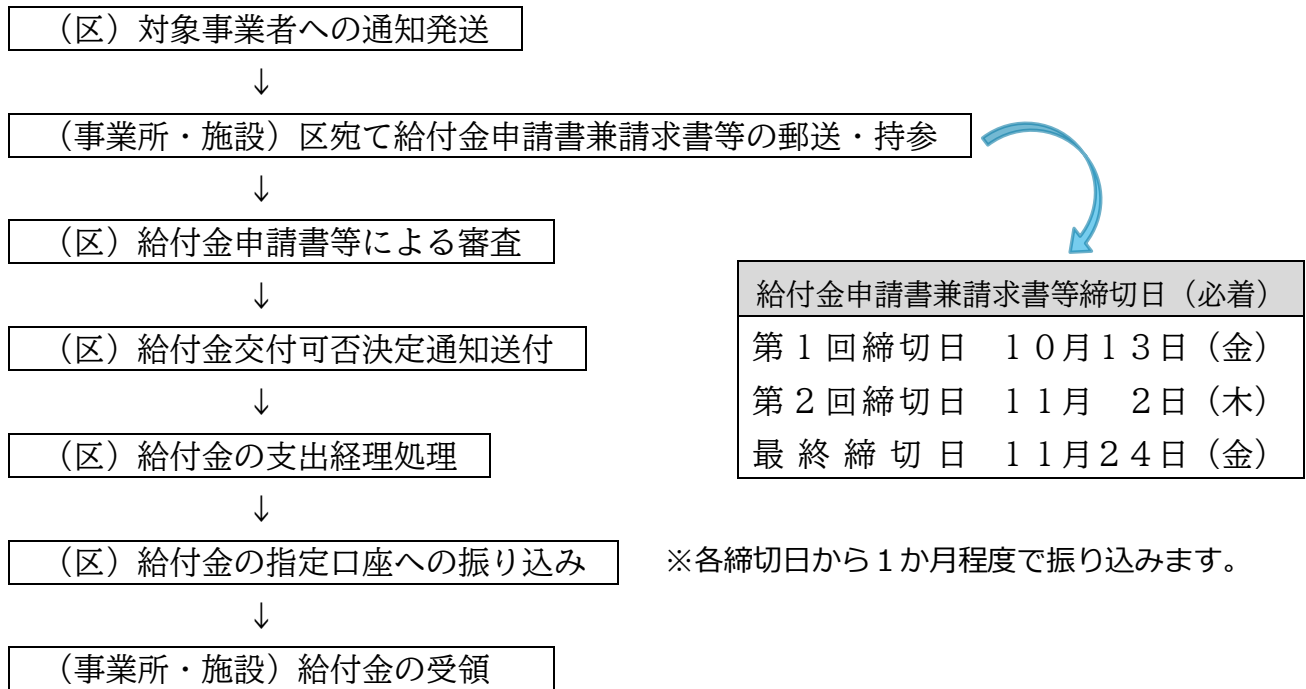
④ 障害児通所サービス

| 定員数 | 給付額 |
|-------|----------|
| 10人以下 | 100,000円 |
| 20人以上 | 210,000円 |

⑤ 地域活動支援センター

| 給付額 |
|----------|
| 100,000円 |

■ 給付金申請の流れ・申請期限



■ 提出書類

- ① 障害福祉サービス事業者原材料価格等高騰対策給付金交付申請書兼請求書
- ② 振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関・支店名・口座名義・口座番号がわかる部分）

※ 申請内容の確認のため、その他の資料の提出を求める場合があります。

■ 提出先・問い合わせ先

〒153-8573 東京都目黒区上目黒2丁目19番15号

目黒区役所 障害施策推進課 計画推進係

電話：03—(5722)—9848

※郵送又は持参により提出してください。